

回 答 書

(参加表明書等に関する質問書に対する回答)

最終更新：令和 7年 12月 12日

質問 No.	該当箇所 ページ番号	質問事項	回答
1	実施要項 P2. 4. (1). ②	「参加者は、特定建設工事共同企業体又は設計施工共同企業体によるものとする」と記載がありますが、本事業については乙型方式を採用したいと考えております。甲型方式、乙型方式の選択につきましては、事業者にゆだねられるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
2	実施要項 P9. 7. (1). ①. D	上記質問No. 1の内容につきまして、乙型方式を採用した場合、設計業務、施工業務につきましては、それぞれの業務で共同企業体の組成を考えております。その場合、「実施要項P9. 7. (1). ①. D」で求められております共同企業体協定書の提出は、設計業務、施工業務のそれぞれの共同企業体協定書の提出も必要でしょうか。	設計業務、施工業務、それぞれの業務で共同企業体を組成した場合は、共同企業体協定書の提出は、設計業務、施工業務を一式にしてまとめた共同企業体協定書を提出してください。
3	実施要項 P7. 4. (5). ④. AB	現場代理人、監理技術者の施工実績について、「～同種又は類似施設に携わった実績」とありますが、現場代理人、監理技術者、主任技術者、担当技術者のいずれかで携わった実績でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
4	同上	上記質問No. 3の内容につきまして、携わった期間は工期の1/2以上と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
5	実施要項 P9. 6. (2)	既存図面の閲覧につきまして、構成員以外の企業で一次下請け予定業者等の同行は可能でしょうか。	既存図面の閲覧について、構成員以外の企業で一次下請け予定業者等の同行は可能とするが、既存図面の閲覧により得た情報は構成員の責任で情報管理を行うこと。
6	実施要項 P13. 9	現地説明会の開催につきまして、構成員以外の企業で一次下請け予定業者等の同行は可能でしょうか。	現地説明会での構成員以外の企業で一次下請け予定業者等の同行は可能とするが、現地説明会で得た情報は構成員の責任で情報管理を行うこと。

質問 No.	該当箇所 ページ番号	質問事項	回答
7	実施要項 P9. 7. (1). F	参加資格を証明する書類の写しとは、坂出市のホームページ>市政情報>入札・契約・支払>入札制度>入札参加資格者名簿（令和7年4月1日現在）に掲載されており、建設工事（市外）のPDFファイルをダウンロードし、会社名が分かるよう、色付けしたものを探してお見込みのとおり。	お見込みのとおり。
8	1次審査評価要領 P4. 3. (2). ②③	現場代理人、監理技術者の実績として、複数人提出することを希望します。複数人の提出を認めていただけますでしょうか。また、複数人提出した際の評価方法についてご教示願います。	現場代理人、監理技術者の実績として、複数人提出することは可とする。複数人提出した際の評価方法は、一番評価点が低い現場代理人、監理技術者の実績にて評価します。
9	様式1-3 会社概要 売上高 経常利益率	様式中の売上高経常利益率の（ ）内が「自己資本/総資本」になっておりますが、「経常利益/売上高」の認識でよろしいでしょうか。	「自己資本/総資本」は誤記であり、「経常利益/売上高」が正です。
10	同上	様式中の流動比率記入欄の流動資産、流動負債は令和6年度分でよろしかったでしょうか。	お見込みのとおり。
11	様式1-3 会社概要 他様式	構成員提出用の会社概要の「参加資格登録番号」とはどちらに記載されている番号を記載すればよろしいでしょうか。	入札参加資格審査申請書の受付番号を記載してください。申請書控えを受領していない場合は、空欄でも可とします。
12	実施要項 P4. 4. (3). ③ 1次審査評価要領 P3. 3. (2). ①. A 同種施設の業務 実績	令和6年国土交通省告示第8号別添2による類型7（教育施設）に該当する内容について。 特別支援学校は小学校、中学校、高等学校の機能を包含するので、「教育施設」の同種業務に含まれると考えてよろしいでしょうか。 国土交通省PUBDISの「施設用途分類表」では「特別支援学校」は「教育施設」に分類されています。	お見込みのとおり。
13	様式1-3 会社概要 (構成員)	参加資格登録番号は、どの番号を記載すればよろしいでしょうか。	入札参加資格審査申請書の受付番号を記載してください。申請書控えを受領していない場合は、空欄でも可とします。
14	同上	「記載した登録を証明できる書面の写し」は履歴事項全部証明書・経営規模等評価結果通知書・一級建築士事務所登録済証・建設業許可の通知でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。

質問 No.	該当箇所 ページ番号	質問事項	回答
15	実施要項 P9. 7. (1). ①. D	共同企業体協定書につきまして、国土交通省ホームページに掲載されております「特定建設工事共同企業体協定書（乙型）」の雛形を参考に作成予定です。こちらの雛形には、分担工事額を記載することになっておりますが、各社分担工事額は参加申請書提出時は未定のため、金額を確定させるのは、提案書提出時でもよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
16	同上	上記の書類提出方法といたしまして、上記の雛形にあります、「特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書」の部分を抜粋し、提案書提出時に併せてご提出させていただくのでもよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
17	実施要項 P4	協力会社の技術者を、設計施工共同企業体の意匠統括管理技術者（設計代表企業・施工者に対し意匠監修等を行う者）として独自に配置することは可能でしょうか。	実施要項P4記載の4. (3). ④. A 設計業務管理技術者の配置、4. (3). ④. B 建築設計主任技術者の配置は必須となり、設計業務に関してその職務・責任を担保した上で、任意に上記とは別の技術者として意匠統括管理技術者を協力会社から配置することは可とする。
18	実施要項 P2、P4	「代表者」と「代表企業」は異なるもので、「代表者」は共同企業体の代表者、「代表企業」は設計業務を担当する参加者の代表企業という認識でよろしいでしょうか。	「代表者」は実施要項P2記載の4. (1). ⑤. A 施工业務を担当する参加者の参加資格要件を満たす者で出資比率が最大の者です。「代表企業」は各業務（設計業務・工事監理業務・施工业務）を担当する参加者の代表企業のことです、実施要項P4記載の代表企業は、設計業務を担当する参加者の代表企業です。
19	実施要項 P4. 4. (3). ③	過去15年以内（平成22年4月1日以降）に、基本設計を完了し竣工した又は実施設計を完了し竣工したとありますが、最終の竣工が平成22年4月1日以降であれば実績として有効と考えてよろしいでしょうか。	過去15年以内（平成22年4月1日以降）に設計業務である基本設計または実施設計を完了した実績を有すること、かつ当該建物が竣工していることが前提となります。

質問 No.	該当箇所 ページ番号	質問事項	回答
20	実施要項 P4. 4. (3). ③他	延べ床面積5,000m ² 以上の実績において、新築・改築と一括発注されている用途変更にかかる改修部分の床面積は、延べ床面積に含めることができると考えてよろしいでしょうか。	新築、改築、増築（増築部分が上記面積、用途要件を満たすこと※以下同じ）の実績を有することとしており、改修部分は該当しないため、改修部分の床面積は、延べ床面積に含めることはできません。
21	実施要項 P6. 4. (5). ③	実施要項のP3「(3)設計業務(2.事業概要(4)①②)を担当者とする参加者の資格」とあり、③に増築(増築部分が上記面積(5,000m ²))となっておりますが、P6「(5)施工業務(2.事業概要(4)④⑤⑥)を担当者とする参加者の資格」の③には増築部分の面積の指定がありません。 施工業務も含まれますか。	実施要項P4記載の4. (3). ③増築（増築部分が上記面積、用途要件を満たすこと※以下同じ）の通り、以下「増築」と記載されている部分は、「増築（増築部分が上記面積、用途要件を満たすこと）」となりますので、実施要項P6記載の4. (5). ③増築について、「増築（増築部分が上記面積、用途要件を満たすこと）」となります。